

ASA 国際資産評価士（機械設備）
資格取得申請ガイド

一般社団法人 日本資産評価士協会

2018年3月1日 (ver4)

資格申請前のチェック

資格取得までの流れは、JaSIA ホームページに記載しておりますのでご覧ください。

資格申請をされる方は、下記の要件を全て満たしているか、申請前に自己チェックを行ってください。

- 1. 下記の入会書類をすべて提出し、ASA/JaSIA の会員となっている。
(※下記の書類と詳細案内は、ホームページの「入会のご案内」を参照。)
 - (1) 入会申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 推薦状3通
 - (4) IVS (国際評価基準) 準拠の宣誓書
 - 年会費を支払済である。

- 2. ASA 認定資格取得の要件である POV コース (ME201-ME204) を全て修了し、合格済みである。

- 3. ASA の倫理試験を受験し、合格済みである。

- 4. 下記の資格申請書類がすべて揃っている。
(※ご記入にあたっての注意事項等の詳細は、P3「資格申請の必要書類」を参照ください。)
 - (1) 記入・署名済み認定資格取得申請書 (添付 A)
 - (2) 学位保有又は同等の教育資格が確認できる証明書
 - (3) 評価実務経験記録 (添付 B)
※評価実務経験記録については、EXCEL データも別途メールで添付し、事務局宛に送付
してください。(英文にして ASA に提出するため)
 - (4) 評価報告書 1 件
 - (5) 評価報告書について自己チェックを行った IVS チェックリスト (添付 C)
 - (6) 資格取得に関する誓約書 (添付 E)

※資格申請料について ¥30,000-

必要書類が揃いましたら、JaSIA よりご請求書を送付させていただきます。ご指定の口座に、申請料をお振り込みください。

※提出された書類は、日本で1次チェックの後、ASA (米国鑑定士協会) の国際資格審査会にて審査されます。審査には、通常、3ヵ月~半年程度必要となります。

※なお、実務経験に関する要件 (AM (認定資産評価士) の場合、2年間のフルタイムの実務経験 (1年間の実務経験の目安として約2,000時間) を満たせない方への資格授与に関しては、制限付での資格授与となっております。詳細については、P6「AM 授与の条件について」をお読みください。

資格申請の必要書類 ※詳細は、JaSIA の HP（資格取得までの流れ）・会員サイトをご覧ください。

1. 記入・署名済み認定資格取得申請書（添付 A）

※基本的に申請資格は「AM」として下さい。（5年間のフルタイムの機械設備評価経験のある方を除く）

2. 評価実務経験記録（過去2年の評価実績、及びこれまで実施した機械設備が含まれる評価の履歴）
（添付 B）

※機械設備が含まれるまたは関連する評価の履歴は、過去2年に関わらずすべて記載してください

<留意点>

- ・動産・機械設備評価の実績が無い方でも基本的に申請は一応受理いたしますが、工場財団、その他機械設備が含まれるような評価(例：マンションの駐車設備、空調設備・配管等)の実績があれば、積極的にご記載ください。
- ・ME・POVの終了日及びME206やレポートライティングセミナー等を受講された方は、その旨を記入ください。（※評価実務経験とは項目を分けて記載してください。）

※評価実務経験記録については、EXCELデータも別途メールで添付し、事務局宛にご送付ください。

（英文にしてASAに提出するため）

3. 学位保有又は同等の教育資格が確認できる証明書

大学の合格証書のコピーや、卒業証明書のコピー等をご準備ください。

4. 評価報告書1件（原則は、過去2年間に申請者が顧客のために作成した報告書。日本語で提出可）
フォーマット：自由。

- ・実際の評価書がない方は、デモンストレーションレポートということで、レポートライティング講座等の題材をもとに作成された評価書でも結構です。（デモンストレーションレポート：評価基準等を満たす評価書を書く能力を有することを示す目的で作成されるレポート）

※但し、想定が許されるのは顧客に関する事項のみで、その他は対象資産・市場データを含めて事実に基づくものである必要があります。

- ・実際の評価書を提出される方は、顧客名や住所等、顧客を特定できる情報は隠して頂いて構いません。
- ・IVSCチェックリストを参考に、ご自身でIVS（国際評価基準）の要件を満たしているかチェックを行い、評価書とともにそのチェックリストをご提出ください。（添付 C）

→詳しくは、P5「レポート審査について」をよくお読みください。

5. 資格申請料 ¥30,000-

上記 1 ～4.の必要書類を JaSIA へご提出確認後、JaSIA よりご請求書を送付させていただきます。

- ・ご指定の講座に、申請料をお振り込みください。
- ・お振り込み確認後、日本にて申請書類の1次審査を行います。
- ・評価レポート審査で不合格となった場合、再審査料(¥10,000)が発生する場合があります。

6. その他留意点など

- ・原則、すべての書類が揃って、資格申請料のお振り込みを確認後に、1次審査を行いますので、レポートのみご送付いただいたの事前チェックはご遠慮ください。（レポート作成に関するご相談は、お受けいたします。）
- ・ご提出頂いた書類は JaSIA での1次審査の後、ASA の国際資格審査会（International Board of Examiner）にて審査が行われ、審査に合格後、資格認定となります。
- ・実務経験に関する要件（AM（認定資産評価士）の場合、2年間のフルタイムの実務経験（1年間の実務経験の目安として約2,000時間）を満たしていない方への資格授与に関しては、ASA との合意内容に基づく、制限条件付きでの資産評価士資格（AM）授与となっております。制限条件の内容については、「AM 授与の条件について」をご覧ください。
- ・すべての ASA の認定資格会員は、資格を継続するため、継続教育を受ける必要があります。
（原則として、5年間で100時間）

レポート審査について

資格申請をされる Candidate の方は、既に、「米国鑑定士協会および日本資産評価士協会との国際評価基準（IVS）に係る宣誓書」にご署名いただいたように、ASA の国際資産評価士として評価を行う際には、「IVS（国際評価基準）及び ASA の倫理規定を十分に理解し評価業務を行う」ことが必要です。

したがって、資格取得後、ASA 国際資産評価士として提出するレポートは、原則として、「IVS（国際評価基準）を満たしていること」が要件になりますので、チェックリストの指示を熟読の上、それに従い自己チェックの上、その結果を記載したチェックリストと評価レポートの両方を必ずご提出ください。

不十分な自己チェックが原因でレポート審査において不合格となった場合は、再審査料（¥5,000 円）が必用となりますので、ご注意ください。

→ IVS チェックリスト（別紙 C 参照）

レポートの提出にあたっては、国際評価基準（IVS）に加え、USPAP のチェックリストでもチェックを行っていただくことを推奨します。（※USPAP 準拠の旨は特に記載の必要はございません。）

その理由は、以下の通りです。

- ・ IVS はプリンシパル（原理・原則）ベース、USPAP はルールベース（基準・規則）という違いがあり、IVS は漠然とした言い回しが多く、USPAP はより具体的に厳しく記述されています。
- ・ IVS と USPAP は、基準の要請事項において、非常に共通点が多いです。
- ・ USPAP のチェックリストはあくまで参考としての使用になりますが、より具体的に書かれているため、IVS チェックリスト使用前の事前チェックとして、必要項目の漏れがないかのチェックに役立つものと思われる。

IVS への理解を促進し、深める上でも、USPAP と比較・検討してみてください。

→USPAP チェックリスト（別紙 D 参照）

■レポート審査について

- ・レポート審査は、日本にて 1 次審査の後、米国 ASA の審査委員による審査が行われます
- ・日本での 1 次審査通過は、米国での審査通過を保証するものではありません。

米国審査にあたっては、各申請者が提出したレポートが、すべての IVS チェック項目を満たしているかについて、詳細かつ具体的な報告が求められております。従って、チェック項目に不備があると不合格となりますので、上記のチェックリストで十分に自己チェックの上、レポートをご提出ください。

AM 授与の条件について

■所定の実務要件を満たせない方に対する認定資格（AM）授与の条件について

ASA では、資格授与にあたり、Accredited Member（AM：認定資産評価士）の場合で、2年間のフルタイムの実務経験が要求されます。（1年間の実務経験の目安として約2,000時間）

日本では、機械設備評価のマーケットが未成熟であり、ほとんどの受講生の方は、資格を得るために必要な実務経験を積むことができず、ME201～204講座を受講しても、資格を取得することが困難な状況にありました。

しかしながら、2014年に、ASAとの正式合意により、上記の実務要件を満たせない方でも、所定の要件に該当する方は、条件付きでの Accredited Member（AM：認定評価士）の取得が可能となりました。

この合意により、所定の要件に該当する Candidateの方は、2年間のフルタイムの実務経験を満たしていない場合でも、所定の条件をクリアし、資格申請審査に合格することにより、5年間の暫定の Accredited Member（AM：認定資産評価士）が授与されます。※なお、この Accredited Member（AM：認定資産評価士）資格は、本来の AM 資格と対外的に何ら変わるものではありません。

■5年間の暫定期間終了後の認定資格（AM）の継続の条件について

（2014年6月にASAのMTS委員会にて承認）

ASAの所定の実務要件を満たせない方が認定資格（AM）を取得した場合に、5年間の暫定期間終了後も認定資格（AM）を継続するためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- 1) 最大5年間の暫定期間内に、最低2年間の累積する機械設備評価の実務経験があることを示す書類の提出。※実務経験の代替となりうる継続教育のプログラムの詳細については、今後ASAと詰めてまいります。
- 2) 5年間の暫定期間の終了時まで、本来のASAのAM資格認定要件のすべてを満たすこと（実務でクライアントに提出したレポートや評価履歴などを含む）。この時点で所定の審査要件を満たせば、この時点で恒久的なAM認定資格（もしくはASA資格）が授与されます。

■資格取得後の継続教育のプログラムについて

上記のASAとの合意にあたり、当協会は、世界におけるASAの認定資産評価士資格に対する高い評価を日本でも維持・向上し、日本で誕生したASA認定資産評価士が実施する評価の質を高める事をASA本部に対して誓約しております。

この履行の為に、当協会としては次のプログラムの実施を考えております。

- （1）当プログラムに基づく資格授与者の方へ協会の判断に応じて評価レポートのモニタリング
- （2）継続教育（原則として、5年間で100時間）

また、継続教育の詳細については、今後日本サイドで検討の上、ASAとも内容を検討して参ります。詳細が決まり次第、お知らせいたします。皆様のご理解とご協力をお願い致します。